

## 山ノ内町有料広告掲載に関する取扱要綱

(平成17年 6月 1日 伺い定め)  
(平成18年10月 1日 改正)  
(平成19年 3月 1日 改正)  
(平成19年 7月 1日 改正)  
(平成21年 4月 1日 改正)  
(平成24年 3月 1日 改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町(以下「町」という。)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報やまのうち
- (2) 山ノ内町公式ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

### (広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、広告媒体の品位を損なわないもの及び町民に不利益を与えないもの、中立性のあるものとし、次の各号に該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反、または抵触のおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 売名的行為に類するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 男女交際等を目的とするもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (11) 求人、求資金又はこれに類するもの
- (12) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (13) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### (広告の掲載順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。なお、各号における掲載順位は原則として申し込みの順位とする。ただし、期日及び期間を限定するもの並びに公共性の高い広告については、掲載順位を調整することができるものとする。

- (1) 私企業及び自営業のうち、町内に事業所等を有する者の広告
- (2) 他の市町村、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

( 広告掲載の位置 )

第 5 条 広告を掲載する頁位置及び枠取り等は、広告媒体ごとに定める。

( 広告の規格及び掲載料等 )

第 6 条 広告の規格は、広告媒体自身の目的を妨げないよう配慮し、掲載料は、別表で定める。

( 広告の募集 )

第 7 条 広告の募集は、広報やまのうち及び山ノ内町ホームページ等により行う。

( 広告掲載の申込み )

第 8 条 広告を掲載しようとする者 ( 以下「広告主」という。 ) は、広告掲載申込書 ( 別記様式 1 ) に掲載しようとする版下を添えて、総務課に提出しなければならない。

2 申込みの受付期間は、掲載月の前月 15 日までとする。

( 広告審査委員会の設置 )

第 9 条 広告掲載の可否の決定及び掲載内容の審査を行うため、広告審査委員会 ( 以下「委員会」という。 ) を置く。

2 委員会は、会長及び委員で構成し、町長が任命する。

3 委員会は、山ノ内町広報編集委員会委員で組織し、会長は総務課長を充てる。

4 委員会の事務局は、総務課に置く。

( 広告審査委員会の会議等 )

第 10 条 会長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した職務代理者が会長を代理する。

3 委員会の会議は、会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 委員会の会議を招集することが困難であると会長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

( 広告掲載可否の決定等 )

第 11 条 委員会は、第 8 条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し広告掲載決定通知書 ( 別記様式 1 ) により広告主に通知しなければならない。

2 広告の内容について、修正の必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

( 広告掲載料の納入 )

第 12 条 広告主は、広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

( 広告掲載料の還付 )

第 13 条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、広告掲載料還付請求書 ( 別記様式 2 ) を町長へ提出しなければならない。

( 申込者の責任等 )

第 1 4 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

( 広告掲載の取消し )

第 1 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 1 条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

- ( 1 ) 広告主がこの要綱に違反したとき
- ( 2 ) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき
- ( 3 ) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 町は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告掲載取消通知書 ( 別記様式 3 ) により広告主に対し通知しなければならない。

( その他 )

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。

別表 ( 第 6 条関係 )

( 月額 )

広告媒体	広告の種類	広告の規格	広告掲載料
広報やまのうち	1号広告	縦 4.6 cm × 横 8.3 cm	2,500 円
	2号広告	縦 4.6 cm × 横 17.3 cm	5,000 円
	3号広告	縦 9.8 cm × 横 8.3cm	5,000 円
	4号広告	縦 9.8cm × 横 17.3 cm	7,500 円
広報やまのうち ( 町内に住所又は事業所を有しない場合 )	1号広告	縦 4.6 cm × 横 8.3 cm	5,000 円
	2号広告	縦 4.6 cm × 横 17.3 cm	10,000 円
	3号広告	縦 9.8 cm × 横 8.3cm	10,000 円
	4号広告	縦 9.8cm × 横 17.3 cm	15,000 円

山ノ内町公式 ホームページ	バナー広告	縦 49ピクセル× 横 200ピクセル	5,000 円
山ノ内町公式 ホームページ (町内に住所又 は事業所を有し ない場合)	バナー広告	縦 49ピクセル× 横 200ピクセル	10,000 円